

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 5 月 21 日 (火) 第 516 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
- シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種の指定 (雇用労政課取扱い) 2
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 4
- 土地改良区の解散 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (4件) (監理課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6

公 告

- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 6

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 6

正 誤

- 鹿児島県公報第508号 (令和6年4月19日付け) の一部訂正 (自然保護課取扱い) 7
- 鹿児島県公報第502号の15 (令和6年3月29日付け) の一部訂正 (※) (収用委員会取扱い) 8
- 鹿児島県公報第502号の21 (令和6年3月29日付け) の一部訂正 (※) (工業用水課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第425号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町37番1号	令和6年4月27日から 令和9年4月26日まで
救急病院	鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎一丁目13番1号	令和6年5月1日から 令和9年4月30日まで
救急病院	三宅病院	鹿児島市谷山中央七丁目3番1号	令和6年5月12日から 令和9年5月11日まで

鹿児島県告示第426号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定をした業種及び職種

業種（日本標準産業分類 中分類）	職種（厚生労働省編 職業分類 中分類）
01農業	72製品製造・加工処理工（食料品等） 96清掃・洗浄作業員 98選別・ピッキング作業員
04水産養殖業	66漁業の職業
06総合工事業	96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
07職別工事業（設備工事業を除く）	99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
09食料品製造業	55飲食物調理の職業 82配送・集荷の職業 97包装作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
44道路貨物運送業	99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
52飲食料品卸売業	45販売員 72製品製造・加工処理工（食料品等） 96清掃・洗浄作業員 98選別・ピッキング作業員
56各種商品小売業	55飲食物調理の職業 96清掃・洗浄作業員 97包装作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
58飲食料品小売業	72製品製造・加工処理工（食料品等） 82配送・集荷の職業 97包装作業員
59機械器具小売業	75機械整備・修理工 82配送・集荷の職業 96清掃・洗浄作業員
60その他の小売業	82配送・集荷の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
61無店舗小売業	82配送・集荷の職業
69不動産賃貸業・管理業	96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
70物品賃貸業	75機械整備・修理工 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

75宿泊業	55飲食物調理の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
76飲食店	55飲食物調理の職業 56接客・給仕の職業 96清掃・洗浄作業員
77持ち帰り・配達飲食サービス業	55飲食物調理の職業 82配送・集荷の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
78洗濯・理容・美容・浴場業	54浴場・クリーニングの職業
79その他の生活関連サービス業	72製品製造・加工処理工（食料品等） 96清掃・洗浄作業員
80娯楽業	96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
81学校教育	30学童保育等指導員，保育補助者，家庭的保育者 84バス運転の職業 96清掃・洗浄作業員
83医療業	28保健医療関係助手 56接客・給仕の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
85社会保険・社会福祉・介護事業	30学童保育等指導員，保育補助者，家庭的保育者 34一般事務・秘書・受付の職業 54浴場・クリーニングの職業 56接客・給仕の職業 82配送・集荷の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
87協同組合（他に分類されないもの）	64農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む） 72製品製造・加工処理工（食料品等） 82配送・集荷の職業 83貨物自動車運転の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
88廃棄物処理業	96清掃・洗浄作業員 98選別・ピッキング作業員
92その他の事業サービス業	96清掃・洗浄作業員
93政治・経済・文化団体	30学童保育等指導員，保育補助者，家庭的保育者 84バス運転の職業

	99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業
98地方公務	57居住施設・ビル等の管理の職業 82配送・集荷の職業 84バス運転の職業 96清掃・洗浄作業員 99その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

- 2 指定に係る市町村の区域
鹿児島県内全市町村
- 3 指定年月日
令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県告示第427号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和 6 年 1 月 1 日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
3,800トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,450トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、令和6年5月13日付けで鹿児島市郡山土地改良区が解散した。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（農業用排水施設整備）手久津久地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 5 月 22 日から同年 6 月 18 日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 5 月 20 日から同年 10 月 30 日まで
- 3 作業の地域 奄美市名瀬和光町有屋地内

鹿児島県告示第 431 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 5 年 11 月 6 日鹿児島県告示第 809 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 15 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 432 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から令和 5 年 11 月 6 日鹿児島県告示第 810 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 15 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 433 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、熊毛支庁長から令和 5 年 10 月 3 日鹿児島県告示第 748 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 2 月 16 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 434 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、熊毛支庁長から令和 5 年 10 月 3 日鹿児島県告示第 749 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 2 月 16 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

始良・伊佐地域振興局告示第 6 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 5 月 21 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアネクサスあいら	始良市東餅田 336 番イオンタウン始良東街区 1 階	リハケアネクサス株式会社	始良市東餅田 1442 番地 1	野田 祐司	令和 6 年 2 月 29 日	児童発達支援・放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 5 月 21 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
スマイルキッズステーションパレットきらきら	始良郡湧水町木場956番地6	株式会社スマイルライフケア	霧島市溝辺町竹子603番地19	永吉るり子	令和6年3月1日	児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 5 月 21 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアネクサスあいら	始良市東餅田336番イオンタウン始良東街区1階	リハケアネクサス株式会社	始良市東餅田1442番地1	野田 祐司	令和6年2月29日	自立訓練（機能訓練）

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 6 年 5 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎清掃業務） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月19日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ビルメン鹿児島
鹿児島市泉町4番6号
- 随意契約に係る契約金額
38,874,000円
- 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第6-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 6 年 5 月 21 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを 1 単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 ソデイカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

3 操業期間の制限

ソデイカ旗流し漁業は、毎年 6 月 1 日から 10 月 31 日までは操業してはならない。

4 漁具の制限

ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から 50 海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 30 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から 50 海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1 漁船につき 50 本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

5 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

6 遵守事項

ソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

7 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。

正 誤

令和 6 年 4 月 19 日付け鹿児島県公報第 508 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	5	訂正箇所	下から 12 行目	誤	グリーン文化ホールみそめ館			
				正	(みそめ館)			
			下から 8 行目	誤	国分ハウジングホール (霧島市 国分中央三丁目 8 番 1 号)	令和 6 年 8 月 21 日 (水)		
					曾於市末吉町中央公民館 (曾於 市末吉町諏訪方 8598 番地)	令和 6 年 7 月 2 日 (火)		
					鹿屋市農業研修センター (鹿屋 市札元一丁目 21 番 7 号)	令和 6 年 7 月 5 日 (金)		
			下から 8 行目	正	国分ハウジングホール (霧島市 民会館) (霧島市国分中央三丁 目 8 番 1 号)	令和 6 年 8 月 21 日 (水)		
曾於市末吉中央公民館 (曾於市 末吉町諏訪方 8598 番地)	令和 6 年 7 月 2 日 (火)	午前 10 時						
鹿屋市農業研修センター (鹿屋 市札元一丁目 21 番 7 号)	令和 6 年 7 月 5 日 (金)	午前 9 時						

6	上から 7行目	誤	令和 6 年 8 月 8 日 (木)	
			令和 6 年 7 月 21 日 (日)	
		正	令和 6 年 8 月 8 日 (木)	午前 10 時
			令和 6 年 7 月 21 日 (日)	午前 9 時
7	上から 13行目	誤	8 月 16 日 (金)	
		正	8 月 21 日 (水)	

令和 6 年 3 月 29 日 付 鹿 児 島 県 公 報 第 502 号 の 15 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	誤	正
13	下から 2 行目	本則	附則

令和 6 年 3 月 29 日 付 鹿 児 島 県 公 報 第 502 号 の 21 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	上から 16 行目	文書	公文書